

重要事項説明書

(指定障害児相談支援)

<令和6年7月1日現在>

1. 事業所の概要

事業所の名称	伊達市社会福祉協議会 相談支援事業所
事業所の所在地	福島県伊達市保原町富沢字羽山5-3
電話番号	024-574-2055
FAX番号	024-574-2056
実施主体	社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会
種類及び事業所番号	指定障害児相談支援
平成25年5月1日指定	福島県 0777200056

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害児相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業の運営方針	<p>1. 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p>

3. 職員体制と職務内容

職 種	員 数		職 務 内 容
	専従	兼務	
管 理 者		1	職員及び業務の管理、その他の管理を一元的に行う。
相 談 支 援 専 門 員	2	1	日常生活全般に関する相談、障害児支援利用計画の作成を行う。

4. 営業日と営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

5. 通常の事業の実施地域

実施地域	伊達市全域、伊達郡内及び福島市 但し、実施地域以外の利用者を受け入れることができる。
------	---

6. サービス内容と提供方法

内 容	提 供 方 法
アセスメント	相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。
サービスの選択	<p>相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供して、利用者によりサービスの選択を求めるものとします。</p> <p>相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。</p>
障害児支援利用計画の作成	<p>相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法第6条2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。</p> <p>相談支援専門員は、作成した障害児支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。</p>

連 絡 調 整	<p>相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等、その他の者との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行い、担当者から、専門的な見地からの意見等を求めることとします。</p>
モ ニ タ リ ン グ	<p>相談支援専門員は障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握および利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。</p> <p>相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者等、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続に行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。</p>
障害児支援利用計画の変更	<p>利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。</p>

7. 利用料金

事業者の提供する障害児相談支援サービスについて、利用者の自己負担はありません。

ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとします。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとします。

通常の事業の実施地域	無料
上 記 以 外	通常の事業の実施地域の境界から起算して片道 1 km40 円、1 km以上増すごとに 40 円

8. 守秘義務の徹底

利用者及び利用者の家族の方のプライバシーは固く守ります。また、個人情報の使用については、契約時に取り交わす個人情報使用同意書のとおり最低範囲内に限定します。

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者にケガまたは病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族へ連絡いたします。

10. 事故発生時の対応

事業所は、障害児相談支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、ご家族に連絡を行うとともに、事故対応責任者を決め、適切に対応します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもち速やかに損害を賠償します。損害の賠償については、原則として事業所が加入している保険の範囲とします。

11. 苦情等の受付について

(1) サービスに対する苦情の受付

サービス提供に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置いたします。

○苦情受付窓口（担当者）

所長 阿部 ゆかり 電話 024-574-2055

○受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○苦情解決責任者

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会 事務局長兼総務課長 安田 章弘

(2) 第三者委員

事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

<第三者委員>

氏 名	電 話
小野 正光	024-576-3722
田代 孝之	024-572-2697
吉田 恵子	024-583-2525

(3) 行政機関その他苦情受付期間

○伊達市福祉事務所（社会福祉課障がい福祉係）

所在地：福島県伊達市保原町字舟橋 180

電 話：024-575-1274 F A X：024-576-7199

○福島県運営適正化委員会（福島県社会福祉協議会）

所在地：福島県福島市渡利字七社宮 111

電 話：024-523-2943 F A X：024-524-2228

障害児相談支援サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

説明日 令和 年 月 日

事業所 所在地 福島県伊達市保原町富沢字羽山5-3
事業所名 伊達市社会福祉協議会 相談支援事業所
所 長 阿部 ゆかり 印

説明者氏名.....

私は、本書面により事業所から指定障害児相談支援についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意いたします。

利用者様 住 所.....

氏 名..... 印

ご家族様 住 所.....
(代理人)

氏 名..... 印